

令和3年12月17日
午後2時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	板倉克典	2番	那須英二
3番	小久保照枝	4番	堀岡敏喜
5番	加藤明由	6番	佐藤仁志
7番	横井克典	8番	江崎貴大
9番	加藤克之	10番	高橋八重典
11番	鈴木みどり	12番	早川公二
13番	平野広行	14番	三浦義光
15番	佐藤高 清	16番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

6番	佐藤仁志	7番	横井克典
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

市 長	安藤正明	副 市 長	村瀬美樹
教 育 長	奥山 巧	総 務 部 長	横山和久
市民生活部長	伊藤仁史	健康福祉部長兼 福祉事務所長	山下正巳
建 設 部 長	伊藤重行	教 育 部 長	柴田寿文
総務部次長兼 企画政策課長	伊藤淳人	健康福祉部次長兼 保険年金課長	服部利恵
建設部次長兼 土木課長	小笠原己喜雄	会 計 管 理 者	伊藤えい子
教育部次長兼 歴史民俗資料館長	伊藤隆彦	監 査 委 員 長 事 務 局 長	佐藤雅人
総 務 課 長	鈴木博貴	財 政 課 長	立石隆信
人事秘書課長	山森隆彦	防 災 課 長	太田高士
税 務 課 長	横江兼光	収 納 課 長	細野英樹
市民課長兼 鍋田支所長	伊藤篤由	環 境 課 長	田口邦郎
市民協働課長	藤井清和	商工観光課長	浅野克教
十四山支所長	山田 淳	健康推進課長	山守美代子

福祉課長	梅田英明	介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	安井幹雄
児童課長	飯田宏基	農政課長	上田忠次
都市整備課長	三輪秀樹	下水道課長	水谷繁樹
学校教育課長	渡邊一弘	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	中野修
図書館長	岩田繁樹		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐野智雄	書記	佐藤文彦
書記	鷺尾里恵		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第40号 弥富市消防団条例の一部改正について
- 日程第3 議案第41号 弥富市歴史民俗資料館条例の一部改正について
- 日程第4 議案第42号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第43号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第44号 弥富市子ども医療費支給条例の一部改正について
- 日程第7 議案第45号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第8 議案第46号 工事請負契約の変更について
- 日程第9 議案第47号 市道の認定について
- 日程第10 議案第48号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第11 議案第49号 令和3年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第50号 令和3年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第52号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第14 議案第53号 令和3年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）
（追加提案）
- 日程第15 議案第54号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第13号）
- 日程第16 発議第8号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について
- 日程第17 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 00 分 開議

○議長（大原 功君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

なお、傍聴者の皆さん方におかれましては、会議中は静粛をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 88 条の規定により、佐藤仁志議員と横井克典議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第 40 号 弥富市消防団条例の一部改正について

日程第 3 議案第 41 号 弥富市歴史民俗資料館条例の一部改正について

日程第 4 議案第 42 号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 5 議案第 43 号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 6 議案第 44 号 弥富市子ども医療費支給条例の一部改正について

日程第 7 議案第 45 号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第 8 議案第 46 号 工事請負契約の変更について

日程第 9 議案第 47 号 市道の認定について

日程第 10 議案第 48 号 令和 3 年度弥富市一般会計補正予算（第 10 号）

日程第 11 議案第 49 号 令和 3 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 12 議案第 50 号 令和 3 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 13 議案第 52 号 令和 3 年度弥富市一般会計補正予算（第 12 号）

日程第 14 議案第 53 号 令和 3 年度弥富市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（大原 功君） この際、日程第 2、議案第 40 号から日程第 14、議案第 53 号まで、以上 13 件を一括議題といたします。

本案 13 件に関しては、審査の経過と結果の報告を委員長に求めます。

三浦行財政委員長。

○行財政委員長（三浦義光君） それでは、行財政委員会に対する委員長報告をさせていただきます。

行財政委員会に付託されました案件は、議案第 40 号弥富市消防団条例の一部改正についてをはじめ 13 件です。

本委員会は、去る 12 月 9 日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査

の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、総務部・建設部の所管する付託事項の審査をいたしました。

まず、議案第40号弥富市消防団条例の一部改正について及び議案第47号市道の認定について、以上2件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、出勤報酬の出勤区分について、火災の場合以外の災害は具体的にどのような場合が該当するののかとの質問に、市側より、出勤区分の災害は、消防組織法第1条に規定する水火災または地震等の災害の範囲を示します。具体的には、洪水、暴風雨、高潮、津波、豪雨等の水害や地震による震災等が該当しますとの答弁がありました。

また、市道ではなく鉄道の用地として改めて検討し直すべきではとの質問に、市側より、自由通路の整備及び管理に関する要綱に基づき、市が事業主体となり整備、管理するものであり、本年11月11日に都市計画道路弥富駅自由通路として都市計画決定したので、道路法の手続として速やかに市道認定を行うものですとの答弁がありました。

次に、議案第48号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第10号）、議案第52号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第12号）及び議案第53号令和3年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）、以上3件を一括審査いたしました。

最初に市側より説明があり、委員から通告にて、市税の当初予算額と予算現額についての見解はとの質問に、市側より、当初予算において、個人市民税は新型コロナウイルス感染症による景気への影響をリーマンショック並みと考え、その年度の減収率を参考に予算計上し、固定資産税は、新型コロナウイルス感染症の国の経済対策で中小事業者等に対する軽減措置が行われることによる減収分、償却資産の減少等を見込み、予算計上しましたが、いずれも当初予算の見込みほど大きく減少しなかったことから増額となりましたとの答弁がありました。

次に、所管を入れ替え、市民生活部・健康福祉部・教育部の所管する付託事項の審査に入り、まず議案第41号弥富市歴史民俗資料館条例の一部改正についてから議案第46号工事請負契約の変更についてまで、以上6件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、子ども医療費の受給資格者の範囲を拡大することにより、医療費負担の増額をどれぐらい想定しているか、拡大となる対象人数の推計はとの質問に、市側より、令和2年度の中学生の実績から1人当たりの扶助費を積算し、高校生対象人口を掛けた額3,500万円の増額を見込んでいます。対象人数は、令和3年3月末現在の年齢人口から推計し、約1,270人ですとの答弁がありました。

次に、議案第48号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第10号）から議案第50号令和3年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上3件の一括審査をいたしました。

最初に市側より説明があり、委員から緊急通報システム事業業務委託料が増額となってい

るが、何件分増額したのかとの質問に、市側より、当初予算のときは50件を見込んでいたが、9月末時点で65件となり、その後も追加で申請があり、およそ80件になると見込んでの金額であるとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第47号市道の認定については、自由通路は多額の維持管理費が必要となる。鉄道事業者が主体となれば必要ない経費である。最少のコストで最大の効果を上げるためには、再交渉して鉄道事業者が主体となった整備をお願いしたい。ルート選定、道路ネットワークについて納得のいくような資料説明がないとの反対討論があり、この事業は、何といたしましても北口の開設、それに付随してバリアフリー。鉄道事業者が事業主体となった場合の橋上駅舎は、鉄道事業者の運営になるので、橋上駅を通過して反対側に移動することは道義的に認められない部分がある。こういったことを全てクリアするには、自治体主体の事業として市道認定でないとそれは可能にならないとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第40号から議案第46号までの7件については、全員賛成で原案を了承、議案第47号は賛成多数で原案を了承、議案第48号から議案第50号まで、議案第52号及び議案第53号の5件については、全員賛成で原案を了承したことを御報告し、行財政委員会の報告を終わります。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑のないことを確認いたしましたので、討論に入ります。

討論の通告がありました。発言を許します。

まず、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

議案第47号市道の認定について、反対の立場で討論させていただきます。

議案質疑でも東西の踏切ではなく駅の真ん中に持ってきた道路の位置がおかしい、利用者数300人の根拠がない、駅前広場の整合性が取れていないなど、道路認定の根底がおかしいことを述べました。市側から委員会に対して、この事業に関しての国の制度や都市計画に至る資料、認定道路の詳しい構造、設計について、詳しい資料の提出と詳しい説明はありませんでした。

まず、道路の位置の妥当性です。

長年通勤・通学に弥富駅を使っている北側の市民の方々に意見を聞きましたが、結局は東西踏切が便利、わざわざ真ん中に回る人数はごく少数という意見でした。この疑問を覆すような市側からの反論はありませんでした。

市民の利用者数300人を導いた計算式のようなものは説明されましたが、計算の前提となる北側からの利用率及び近鉄橋上駅の通り抜け利用者数が300人程度だそうですが、その現地調査について、いつ誰がどのようにして行った調査が基本になるのかをたどりましたが、説明していただけていませんでした。したがって、いまだにこの300人の根拠は確かめられませんでした。利用者300人、その他の効果があるので、問題がないような趣旨の答弁で、直接的な疑問には答えていただけませんでした。

では、その全体の効果、言い換えれば費用対効果について、市長自らコストに合った効果は難しい、算出はしているかと答弁されましたので、算出結果を示していただけますかと質問しましたが、示していただけませんでした。

いまだに弥富市は国が整理した要綱という資料を議会に出してくれません。

自由通路を造る方式としては、1つ目は、今回のような道路認定、道路として弥富市が事業主体になる場合、2つ目は、通路等として弥富市が事業主体で鉄道にも一部負担してもらう場合、3つ目に、鉄道施設として鉄道会社が事業主体となり、弥富市が一部負担する場合、大規模ターミナルのような特殊な場合を除けば3通りです。

市が示しているのは、パターン1の認定道路として建設するケースです。

国の補助を除けば弥富市の負担は28億、鉄道事業者は1億円です。

認定道路は将来とも市が所有し、管理負担が発生します。300人という利用者の割合から考えれば、第3のパターンとして鉄道会社が事業主体となり、鉄道施設として市民も自由に通行できるとして一部負担するケースだと考えます。

この場合は、国の要綱に準拠すれば、弥富市の負担は自由通路11億円の3分の2、7億円が最大額です。もちろん弥富市の負担額は利用実態において協議をすることになります。この場合は、通り抜けている通路は鉄道事業者の鉄道施設となり、弥富市に将来負担は生じません。

ちなみに、近鉄富吉駅は通り抜けられますが、鉄道事業者の事業として蟹江町の援助を受けていません。

市が事業主体ありきでなく、鉄道会社が主体となる方法について、市はJRと名鉄にどのような交渉をしたのかということについては明確な回答もありません。今後こうしてほしいという要望も出ましたが、それについても明確な回答はありませんでした。

そもそも事業主体が市であるということは、いつ明らかになったのか。この点については、平成28年の施政方針演説、あるいは予算で市の事業として進めたいと前市長から提案されたということでした。しかし、この議会に示した時点で、国の要綱を踏まえれば3つのパターンがあるということ具体的に議会に対して説明していなかったことも確認できました。

事業費そのものが、その後もJR、名鉄側の秘密を守るためと称して秘匿され続け、初め

て明らかになったのは平成2年3月の議会です。しかし、一番肝腎な事業主体の選択について比較検討の資料の提出物がないまま、あるいは比較検討さえも行っていません。市の内部だけでJRと名鉄と秘密のベールに包まれた交渉が続けられました。今回の委員会で、事業の仕組みや内容について十分な説明を基に審議はできなかつたと言わざるを得ません。

現市長、安藤市長が就任されたときに、幹部から弥富駅の事業の説明を受け、あまりにも大きな事業費と弥富市の将来負担から、この事業について中止したほうがよいのではないかというふうに考えられたのは、そのとおりだと思います。

近鉄については、国体のなぎなた会場になることをきっかけに、近鉄に働きかけて、近鉄が事業主体となり橋上化が実現しました。これは鉄道事業者の鉄道事業です。近鉄はこのとき15億円の事業費を投資し、弥富市が9億円補助したことにより、24億円の事業となりました。あくまで近鉄の事業です。近鉄佐古木駅の地下通路も近鉄が事業主体で弥富市が補助、名鉄五ノ三駅も名鉄の事業で駅舎とホームが整備されています。鉄道会社が投資した費用は、市内だけでなく市外の乗降客も含めて運賃収入で賄われているはずです。

ところで、ニッケの工場の閉鎖に合わせて大規模商業施設イオンタウンを開発したとき、当時片側1車線しかなかった幹線道路をニッケの土地を提供し、舗装などの工事も負担して、現在の幅広い道路を提供し、周囲の安全と利便を図っています。その費用は、市外を含めたお客様の買物のお金で賄われています。

今回の認定道路が弥富駅周辺の開発の一部ではあります。駅前広場やアプローチをする道路の整備を弥富市が行うのは当然でしょう。しかし、弥富市が駅構内の道路の主体になるのは当然ではありません。

平成28年にJR・名鉄を橋上化する事業を市長が発表したときには、約29億円の事業費を想定していました。しかし、事業費割合や仕組みなどの重要なことは示されておりません。近鉄の総事業費24億円よりは高いなあというイメージだったと思います。

今回の委員会でも、弥富市からは南北をつなぐような事業をJRがやってくれるはずがないので、弥富市が提案し、弥富市がやるんだというような趣旨で、そういうことで理解してほしいという発言がありました。

南北の分断、これを言うならば、分断させているのは鉄道事業者であって、弥富市は分断されている側です。北側から来る乗降客を北側に改札を造って受け入れるのは鉄道事業者の事業です。そして、それは料金収入によって賄われるべき事業です。この原則を崩してしまつては、近鉄も、道路を整備したニッケに対してもあまりにも不公平です。

そして、次なる間違いは、名鉄に11億円もかかってしまう。これは自由通路が原因ではなくJRが原因だということです。JRの改札を入れてから、名古屋方面のホームに降りるためのエレベーターがJRのホームの敷地に収まらないという理由で名鉄線を北側に振って、

J Rのホームを広げたい。これは自由通路そのものは原因じゃないですよ。J Rが構内エレベーターをつけたいということに対して名鉄の線路を移設しなければならないと。J Rが原因なのに名鉄の11億円の事業を弥富市の事業の中として負担する。当初の29億円から11億円もの増額が発生した理由は、弥富市の自由通路ではなくJ Rの都合だということです。

さて、このような交渉経過については、J Rと名鉄の企業秘密に関わるとして、市民はおろか議会にも全く示していません。先日、交渉経緯について情報公開請求をしましたが、いまだ交渉経緯については秘密です。

この事業について広報「やとみ」できれいな完成予想図が示されていますが、J Rの事業費の負担割合については、ほとんどの市民は知らされていません。J R・名鉄の利用者6,000人、往復3,000人、これは弥富市民の15人に1人です。どうして弥富市がJ R・名鉄のために負担しなければいけないのかというふうに市民の方が驚いています。

今後、この事業が進めば進むほど、まして工事が完成し、この事業費はこういうふうですと説明したときに、市民は何だそれはという話になってしまいます。弥富市の発展のために、市長、職員、議会が一生懸命やってきた事業が、そんな不幸な負の遺産になろうとしている可能性があります。結局、J R・名鉄は最低限の負担で弥富市が丸抱え、しかもできた自由通路については、維持管理から点検修繕まで全てJ R、J Rの関連会社にお世話にならないとどうにもならないという負の遺産をつくってしまうということです。

最後に、市長も含めて議員の皆さんにお願いしたいのですが、弥富市のためになるということについて、駅周辺について一生懸命みんなで作ってきたはずですよ。やってきていると思います。そのために、調査費等の予算にも賛成していただいています。ただ、調査した結果が当初の想定からあまりにもかけ離れてしまっていたということです。その原因は、この道路の仕組みについて国の要綱のコピーを議会に出して、その内容について詳しく説明をし、弥富市にとってどういうことがよいかということのをあらゆるケースを比較検討して、それを議会の場できちんと討議し、議会の審判を受けるべきときに受けてこなかったことです。特に平成28年前後、この事業に着手する前、あるいは着手、調査を始める直後にきちんとされてこなかったことに根本的な原因があると思います。

これまで調査費を認めてきたのだから、行政は間違っていないのだからということで、この事業を見直すことを恐れてはなりません。行政は間違いはないというのは神話であって、間違いだらけです。間違えてもへ理屈をつけて間違いを認めないことを皮肉って、行政は間違いはないと言っているにすぎません。

一旦始めた事業については、なかなか止まらない。これも神話です。途中でやめた事業は幾らでもあります。調査費を使って止めるかもしれない。だからこそ、そのための調査費です。

J R・名鉄と覚書を結んでいますが、これは弥富市が都市計画決定や道路認定という手続を進めてもよいですねという確認であって、正式な契約行為さえしなければ止めても構いません。やめるかもしれないので、その準備段階としての覚書です。

途中まで工事を進めて断念した例は幾らでもありますが、近場でいえば、国鉄時代の名古屋の南方貨物線です。完成後に放置された例としては、名鉄三河線は高架になって、完成後5年で廃線になっています。いまだに高架は放置されています。

私たち議員の皆さんは、弥富市の発展を願い、弥富市の出す議案を慎重に審議しています。しかし、今回の議会で弥富市が全ての情報を開示していたわけではないということ、あるいは駅だけではコストに見合った効果が難しいと言っています。いま一度道路認定の是非についてお考えいただきたいと思います。

以上をまとめると、この事業は鉄道事業者が主体となって、弥富市が補助をするという形であれば、弥富市の発展にとって一つの大きな将来投資であると思います。やはりこれは鉄道事業者がやるべき事業です。

この事業が市民が知れば知るほど、市民からそうあってほしくないのですが、市長や議会への不信感が広がってほしくない、そういう不幸な事業にしてはならないと思います。そのためには、もう一度立ち止まって、この事業方式や内容についてよく審議した上で道路認定議案について再考していただきたいということをお願いします。

どちらにしても、今回の委員会で弥富市が示した説明責任では、この市道認定案に賛成することは残念ながらできません。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 次に、那須議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

議案第47号市道の認定について反対の立場で討論します。

この市道認定議案は、J R、名鉄弥富駅の自由通路事業における通路を市道として認定するものです。ところが、先日の行財政委員会では、鉄道事業者が主体となった場合には市道認定は必要ないということでございます。

自由通路を整備するには、国から3つのパターンの要綱が示されていますが、その中には鉄道事業者が主体となるパターンもあります。

弥富市は南北の分断解消等の理由で市が整備したいと言い出したので、鉄道事業者が主体となることはないと説明しますが、多くの市民が望むのは、自由通路による解消ではなく踏切及び前後の接続する道路の拡幅です。

また、自由通路を整備したとしても通り抜ける人は市の試算でも1日300人、往復なので150人としていますけど、むしろその人数すら通らないと駅近くに住む市民も指摘していま

す。

また、車社会の現代の状況に照らしても、鉄道利用者が増える要素は見当たりません。そして、自由通路全体の利用者は1日6,000人としておりますが、そのうち鉄道以外の利用者の見込みは300人、市は6,000人が利用すると盛んに言っておりますが、現在の鉄道利用者5,700人分は、この今の鉄道跨線橋で十分な人であり、自由通路整備によって新たに利便性の向上になるわけではありません。乗換えする人にとっては、駅舎がJRと名鉄、橋上駅と地上駅に分かれることにより逆に不便になることもあります。

また、JR・名鉄弥富駅はバリアフリー法の適用によって整備する必要がある駅に指定されています。さらには、東西3か所の踏切も危険な踏切であり、解消の必要があると国の指定を受けています。そのような中で、やはり鉄道事業者が主体となるのが当然であり、そうあるべきだと考えます。

市道とする場合、その維持管理費、点検費用、改修費などが永続的に発生します。ただでさえ駅敷地内における事業費は一般の敷地とは異なり、5倍、10倍といった莫大な費用がかかります。公共施設再配置計画では、40年間で332億円不足するので、維持管理費を減らしていかなければならないとしているのに、コストを削減していく方向と逆行しています。将来的にも大きな負の遺産となりかねない莫大な維持管理費が必要になるようなものを認めるわけにはいきません。

また、財源には国の保育無償化等の交付税が増えた分を見込んでいます。本来ならば、遅れた子育て支援、保育士の増員や土曜日午後の保育、保育給食費等の減免等の実施に充てるべき資金を自由通路事業に充てるという点においても到底納得できるものではありません。よって、この自由通路事業を見直し、鉄道事業者が主体となる方向で考え直していただき、最少のコストで最大の効果を上げるという自治体における本来の税金の在り方を遵守していただくことを強く求めて、反対討論といたします。

○議長（大原 功君） 他に討論の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

議案第40号から議案第46号まで、以上7件は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第46号、以上7件は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第47号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第48号から議案第50号まで、議案第52号及び議案第53号、以上5件は原案どおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

議案第48号から議案第50号まで、議案第52号及び議案第53号、以上5件は原案どおり可決決定をいたしました。

去る12月7日に議案第51号が可決決定され、本日議案第48号が可決決定されましたので、これに伴って議案第48号、議案第51号との間で条項、字句、数字その他の整理が必要となります。つきましては、議会会議規則第43条の規定により、整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

議案第48号と議案第51号との間の条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

議案第48号及び議案第51号の計数整理につきましては、お手元に配付してあります計数整理表のとおりにおりに御了承お願いをいたします。

本日、安藤市長より議案第54号が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第54号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第13号）

○議長（大原 功君） この際、日程第15、議案第54号を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（安藤正明君） 本日、追加提案し、御審議いただきます議案は予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第54号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第13号）につきましては、子育て世帯臨

時特別給付金について10万円を現金で一括して支給するため及び十四山中学校の事案に対応する専門委員会に関する予算を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大原 功君） 議案の説明を総務部長に求めます。

横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議案第54号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第13号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億3,164万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を177億1,344万2,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、民生費国庫補助金3億3,164万4,000円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして、財政調整基金積立金84万円を減額する一方、民生費におきまして、子育て世帯臨時特別給付金3億3,130万円、教育費におきまして、報酬84万円を増額するものであります。以上でございます。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 議案第54号、補正予算について質疑します。

十四山の事案に対してのいじめ問題専門委員会の委員報酬がついております。この委員は、先ほどの全員協議会にて、弁護士、医師、臨床心理士、主任児童委員、学識経験者とありました。この弁護士について、今、市の顧問弁護士になるのかどうかお答えください。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 顧問弁護士とはまた違う弁護士の方に委嘱しております。以上です。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） では、他の医師、臨床心理士、主任児童委員、学識経験者というのは、今までのメンバーだと思いますが、外部から入れるという考えはないのでしょうか。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） おっしゃるとおり、今現在委嘱している5名の方でございます。

また、委員会を1回目開きまして、その中で委員の方から、他にそういう委員の方を選んでほしいといいますが、もう少し補充してほしいという御意見ございましたら、弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例第12条に、教育委員会は専門委員会に特別の事項を審議させる

ために必要だと認めるときには、臨時委員を置くことができるとされておりまして、必要に応じて増員をすることも想定しております。以上です。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 私、確認したのがそういうことなんですけど、やはり中立な立場で、外部から公平な立場でしっかりと調査ができるようお願いしておきます。以上です。

○議長（大原 功君） 他に質疑の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

議案第54号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案どおり可決決定をいたしました。

早川議員から発議第8号が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第8号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 発議第8号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について

○議長（大原 功君） この際、日程第16、発議第8号を議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者の早川議員に提案理由の説明を求めます。

早川議員。

○12番（早川公二君） それでは、発議第8号の意見書の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

発議第8号シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出については、シルバー人材センターにおいて安定的な事業運営が可能となる措置を国に強く要望するものであります。

この意見書につきましては、それぞれ関係機関に提出することを提案するものであります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決いたします。

発議第8号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第8号は原案どおり可決決定をいたしました。

地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出してまいります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 閉会中の継続審査について

○議長（大原 功君） 日程第17、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、安藤市長から年末に当たり発言を求められておりますので、許可いたします。
市長。

○市長（安藤正明君） 令和3年12月議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今議会で御提案いたしました議案を慎重審議賜り、滞りなく可決、承認をいただき、誠にありがとうございました。今会期中に議員各位からいただいた市政各分野にわたる多数の御意見等を真摯に受け止め、現状並びに課題の所在を十分に認識し、今後の市政発展のために取り組んでまいります。

また、この1年間、市政を着実に進めることができましたのは、市議会の皆様や市民の皆様の力強い御支援と御協力のたまものと心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、市民の皆様には新しい生活様式に基づく感染防止対策の実践に御協力いただく中、新しい変異株を伴い、依然として私たちの生活や社会、経済に深刻な影響を及ぼし、終息が見通せない状況が続いております。本市といたしましては、これまで以上に職員一丸となって市民の皆様の健康と暮らしを守ることに全力を挙げ、国・県と連携し、感染拡大防止に努め、この難局を乗り越えていきたいと思っております。

そして、市民の皆様には、来年2月より2回目接種終了から8か月以上経過する方を対象に、個別医療機関におきまして3回目のワクチン追加接種の準備、調整を進めてまいります。今度こそワクチン接種、経口薬等によりコロナが終息して、これまでの日常生活に早く戻れることを祈っております。

市政につきましては、私が担当させていただきました平成30年12月から、早いもので4年目を迎えたところでございます。就任以来、風通しのよい職場の環境づくりを目指し、自ら積極的に職員との対話を心がけ、明るく調和の取れた組織づくりに取り組んでまいりました。新しい年も市政のさらなる発展のために第2次弥富市総合計画「わたしとみんなの未来計画」遂行に全力を傾注し、市民の皆様が安全で安心して暮らすことができる明るい弥富市となるよう精いっぱい頑張っておりますので、議員の皆様、市民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、これから年末に向け、寒さも一層厳しさを増してまいります。議員の皆様におかれましては健康に御留意され、よき新年を迎えられますとともに、市民の皆様にとって希望に満ちた輝かしい1年となりますよう心よりお祈り申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） それでは、私から一言御挨拶を申し上げます。

今年も昨年に続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のために一般質問、委員会質問について時間短縮をいただき、効率的な議会運営に協力いただき、厚くお礼を申し上げます。

この1年を顧みて、議員各位の市民の代表として重責を全うされ、本市の発展と市民の福

祉増進のために絶大なる御尽力を賜り、敬意を申し上げ、心からお礼を申し上げます。

今年も残り僅かとなりました。皆様方におかれましては、御健勝で輝かしい希望に満ちた新年を迎えられますことを御祈念申し上げて、簡単ですが、御挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、令和3年第4回弥富市議会定例会を閉会いたします。御苦労さんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時48分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 佐 藤 仁 志

同 議員 横 井 克 典